

保健室では、子供一人一人が、安心・安全に学校生活が過ごせるよう、保健管理と保健教育をすすめています。

欠席・遅刻する場合は…

保護者が責任をもって、次の方法で学校まで連絡してください。

- ① 8：10までに、学校へ電話で連絡する (Tel 0556-32-2004)
- ② 欠席届 (オレンジ色の用紙) を登校班の班長さんに渡す



早退する場合は…

次の方法で、早退する時間と理由を学校まで連絡してください。

- ① 学校へ電話で連絡する (Tel 0556-32-2004)
- ② 欠席届 (オレンジ色の用紙) か連絡帳に記入する

登校前から体調がすぐれない場合は…

朝、登校前にいつもと様子が違い、体調がすぐれないときは、体温測定等の健康観察をお願いします。

発熱がある場合は、休養や専門医の受診等を必要に応じて対応ください。
登校する場合は、その様子を学級担任までお知らせください。



学校生活でのけがや体調がすぐれない場合は…



けがや症状に合わせて、保健室で手当てや休養を行います。

休養しても回復が見られない場合は、保護者に連絡をし、早退をすることもあります。

医療機関での治療が必要な場合は、保護者に連絡し、対応の相談をさせていただきます。緊急を要する場合は、学校の判断で学校医や地域の病院 (市川町立病院・富士川病院等) を受診する場合がありますことをご了承ください。

学校生活で、内服等の医療用医薬品を使用する場合は…

かぜ等の回復期やアレルギーの症状に合わせて、病院で処方していただいた薬 (医療用医薬品) を学校生活の中で、使う場合があります。薬の使用の間違いを防ぐために、子どもにも理解できるように説明いただくとともに、次のご配慮をお願いします。

医療用医薬品を持参する場合は、薬に名前を必ず記入ください。
薬を使用する状況 (時間や用法等) は、連絡帳に記入ください。



教職員は、医療用医薬品の使用の介助 (声かけ、見守り、手を添える) のみができます。
子供が内服等を嫌がった場合は、介助ができません。事前に、お子さんに医療用医薬品の使用の必要性について、お話してください。

特別な配慮が必要な場合は、保健室でも対応できますので、事前にご相談ください。

学校で予防すべき感染症に罹患したら…

受診して、下の表にある病気と診断されましたら、その旨を学校にお知らせください。出席停止の手続きを行います。

- ・出席停止の指示は、感染拡大を防ぐために行い、欠席になりません。
- ・出席停止の期間は、下の表にある期間の基準又は、「医師が感染の恐れがないと認めるまで」になります。
- ・登校の際は、保護者が必要事項を記入し、学校に提出してください。



疾患名	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した日から5日を過ぎ、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後、5日を過ぎ、全身状況が良くなるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
第1種感染症 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第3種感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
その他の疾患（通常みられないような重大な流行起こった場合） 感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ肺炎、 インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症 伝染性紅斑、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症 等	

学校でのけが等に対する給付制度

学校生活でけが等をして受診した場合は、災害給付制度の申請の対象になります。

制度名	日本スポーツ振興センター災害給付
対象	・学校管理下（登下校を含む）でのけが、校外行事中の疾病等で、総医療費5,000円（自己負担1,500円）以上の場合 ・障害がのこった場合
掛け金	町に負担していただいています
給付金	療養に要した費用の4割（自己負担3割+1割）、障害の程度に応じた金額
手続き	医療機関・薬局等で必要事項を記入いただき、学校に提出ください。 「町子育て支援医療費助成」は利用できませんので、自己負担分は一旦現金でお支払いください。（その際の領収書は申請に使用します）

学校生活以外でのけが（受診2回以上）に対しては、山梨県PTA親子安全会の見舞金制度もあります。